



特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和6年 7月30日(火)
(2024年)

No. 16191 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆数値限定発明..... (1)

☆オンライン知的財産セミナー(脱炭素技術×スタートアップ) (8)

数値限定発明

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 数値限定発明とは

数値限定発明とは、「特許請求の範囲」として記載された特許請求項中に、発明の特定事項として数値により限定されている部分がある場合を意味する。

例えば、後記知財高裁令和4年6月15日判決の事案では「散乱剤が光変換層の全体重量に対して10重量%以下で含まれている」との部分(上限を限定)、後記東京地裁令和3年8月31日判決の事案では「独

立印刷領域の面積が $0.15\text{mm}^2 \sim 30\text{mm}^2$ であり」との部分(上限と下限を限定)、後記大阪地裁令和6年2月26日判決の事案では「分子量が700以上の紫外線吸収剤」との部分(下限を限定)が発明の特定事項として数値により限定されている部分である。

2 特許庁審査基準

特許庁の「特許・実用新案審査基準」(2024年5



知的財産の戦略強化を図ります®

弁理士法人

岡田国際特許事務所

SINCE 1960

所長弁理士 服部 光 芳
パートナー補弁理士 矢代 加奈子
弁理士 太田 直 矢
弁理士 西脇 眞紀子
弁理士 村田 新 也
特別顧問弁理士 竹 中 弘

副所長弁理士 佐久間 卓 見
相談役弁理士 安 藤 徹
弁理士 加 藤 圭 一
弁理士 朝 岡 朋 子
弁理士 石 原 秀 樹

オブ・カウンセル 米国パテントアトニー フランク ファム

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号(名古屋商工会議所ビル内)

TEL 名古屋(052)221-6141 FAX(052)221-1239

URL <https://okada-patent.gr.jp>

